

お知らせ 地域おこし協力隊・地域再生協働員の活動報告会

南あわじ市では、都市部の若者等が移住し、住民とともに地域づくりに参加する「地域おこし協力隊」や、人口減少・高齢化が進む集落で地域の力を維持し、活性化をめざす「地域再生協働員」が活動しています。

今年度の活動報告会を開催します。

日時 2月10日(金) 午後1時30分～2時30分

場所 市役所本館3階 304・305会議室

内容 スライドショーでの活動報告、パネル展示

※参加費無料、申込不要

募集 ASA サイクリング おもてなしスポットを募集

南あわじ市は鳴門市、東かがわ市とともにサイクリングリズムを推進しています。

その一環としてサイクリングリストを温かくもてなし、サービスを提供する「おもてなしスポット」として登録いただける店舗等を募集します。

対象施設 飲食店、観光関連施設など

登録要件 ①サイクリングリストにおもてなしする取り組みに積極的な市内の店舗等 ②水分、駐輪スペース、サイクリングマップを提供できる

登録特典 ①ASAサイクリングリズムのウェブサイトを、サイクリングマップ等への掲載 ②自転車ラック、空気入れ、工具セットなどの無償提供

※「ASA」とは阿波・讃岐・淡路の頭文字をとったもの

募集件数 先着2件

※申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください

募集 第3次南あわじ市男女共同参画計画(案)への意見募集

市では、令和5年度から始まる「第3次南あわじ市男女共同参画計画」を策定するにあたり、意見募集(パブリックコメント)を実施します。

皆さまのご意見をお寄せください。

募集期間 2月17日(金)～3月2日(木) 午後5時まで

閲覧場所 市ホームページ、ふるさと創生課、沼島出張所、各市民交流センター

提出方法 郵送、持参、FAX、メールにてふるさと創生課に提出

※詳しくは市ホームページをご覧ください

今月の納期限は2月28日(火)

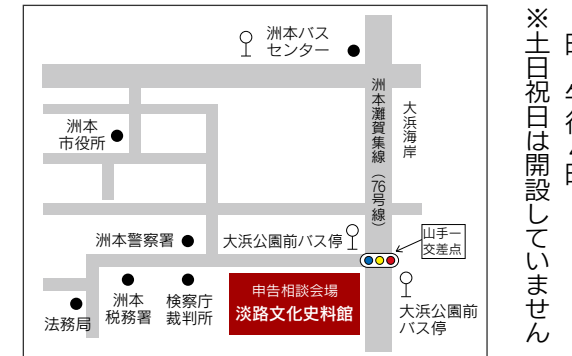
①国民健康保険税・・・【8期】

②介護保険料……………【6期】

③後期高齢保険料……【8期】

※納付が困難な場合は、各担当課までご相談ください

(問)①税務課☎43-5213
②長寿・保険課介護保険係☎43-5217
③長寿・保険課医療保険係☎43-5257



洲本税務署申告相談会場

場所 淡路文化史料館

(洲本市山手1丁目1番27号)

相談受付日時 2月16日(木) 3月15日(水)の午前9時～午後4時

※土日祝日は開設していません

お知らせ 確定申告の受付 ～申告会場のご案内～

図所得税等について 洲本税務署☎24-1212
市・県民税について 税務課☎43-5213

申告受付の最新情報は市ホームページをご確認ください

沼島出張所相談会場

場所 沼島出張所

開設日時 2月28日(火) 午前10時～11時30分、午後1時～3時

南あわじ市役所相談会場

場所 市役所第2別館3階多目的ホール(南あわじ警察署のとなり)

開設日 2月16日(木)～3月15日(水)の平日、2月23日(木・祝)

受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時

税理士による相談会 2月17日(金)・21日(火)・22日(水)・24日(金)・28日(火)・3月1日(水)

① **受付できない相談内容**

次の申告は、南あわじ市役所の相談会場では受付できません。洲本税務署申告相談会場でお願ひします。

- ・所得税のうち、青色申告、土地・建物・株式等の譲渡所得、株式の配当所得(申告分離課税を選択した場合)、天災等による雑損控除
- ・消費税、贈与税の相談

② **混雑緩和にご協力を**

・事業所得の収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成をお願いします。

・畜産農家の人は、令和4年中の飼育牛(子牛も含む)の生年月、異動状況など牛台帳の整理をお願いします。

③ **新型コロナウイルス感染症対策**

・申告会場にて、感染が拡大する恐れがある場合、一時的に中止する場合があります。申告受付の最新情報は南あわじ市ホームページで公開しています。

・当日、自宅で検温し、発熱や、せき、けん怠感など感染の疑いがある場合は、来場をご遠慮ください。また、会場での検温やマスク着用等にご協力ください。

・受付で、氏名・電話番号を記入していただきます。会場の混雑を避けるため、自家用車等での待機(携帯電話への呼び出し)をお願いします。会場は換気のため、窓を空けていますので、防寒対策をお願いします。

お知らせ 障害者控除対象者認定書の交付

図長寿・保険課☎43-5217

所得税と市・県民税の障害者控除は、障害者手帳の交付を受けている人が対象ですが、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより手帳を所持していなくても控除を受けることができます。

認定書は次の対象要件をすべて満たしている人からの申請により、

お知らせ 確定申告の医療費控除時に必要です おむつ使用証明書の交付

図長寿・保険課☎43-5217

確定申告の際におむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、医師が発行した「おむつ使用証明書(有料)」が必要です。ただし、前年に医師が発行した証明書によって医療費控除を受けた人については、2年目以降は市が発行する「おむつ使用証明書(無料)」によって医療費控除を受けることが可能となります。

証明書は次の対象要件をすべて満たしている人からの申請により、

一定の基準を満たした人のみに交付します。

対象要件

- ① 満65歳以上
- ② 要介護認定者
- ③ 身体や精神に基準以上の障害があり、障害者手帳の交付を受けていない

※12月31日現在で判定申請先 長寿・保険課

一定の基準を満たした人のみに交付します。

対象要件

- ① 前年に医師が発行した「おむつ使用証明書(有料)」で医療費控除を受けている
- ② 医療費控除を受けている
- ③ 要介護認定に用いた主治医意見書に、尿失禁および寝たきり状態にあることが確認できる記載がある

申請先 長寿・保険課

～ 新しい夢の『はじまり』を創るために ～ **従業員募集中!**

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!

お気軽にご相談を… **松井開発運輸株式会社** 検索

※お見積りは無料です 南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078